

令和7年度久留米市介護予防普及啓発事業「ぐるぐるサーキットトレーニング教室」業務  
公募型プロポーザル実施要項

1. 目的

本要項は、令和7年度久留米市介護予防普及啓発事業「ぐるぐるサーキットトレーニング教室」業務に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2. 業務概要

- (1) 業務名 令和7年度久留米市介護予防普及啓発事業「ぐるぐるサーキットトレーニング教室」業務
- (2) 業務内容 令和7年度久留米市介護予防普及啓発事業「ぐるぐるサーキットトレーニング教室」業務仕様書のとおり
- (3) 業務期間 契約締結日から令和8年3月31日まで
- (4) 業務場所 久留米市内

3. 予算額

見積額の上限は2,384,000円（消費税額及び地方消費税額を含まない。）とする。

4. 実施形式 公募型

5. スケジュール

- |                            |               |
|----------------------------|---------------|
| ①令和7年7月11日（金）              | 公示日           |
| ②令和7年7月11日（金）～令和7年8月12日（火） | 公募に係る書類等の配布期間 |
| ③令和7年7月28日（月）              | 質問書受付締切       |
| ④令和7年8月6日（水）まで             | 質問書に対する回答     |
| ⑤令和7年7月11日（金）～令和7年8月12日（火） | 提案書の提出期間      |
| ⑥令和7年8月22日（金）まで【予定】        | 資格審査の結果通知     |
| ⑦令和7年8月29日（金）【予定】          | プレゼンテーションの実施  |
| ⑧令和7年9月上旬【予定】              | 審査結果通知書の送付    |
| ⑨令和7年9月中旬【予定】              | 契約締結          |

6. 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、企画提案書の提出締切時点で、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
- (2) 久留米市から指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）を完納していること。
- (4) 福岡県内の参加申込者の場合は所在地の区分に応じ、次に定める地方税等を完納していること。
  - ・ 久留米市内 県税、市税及び国民健康保険料（個人事業主に限る。）
  - ・ 久留米市以外の福岡県内 県税
- (5) 電子交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

## 7. 質疑・応答

### (1) 質問方法

本プロポーザルの実施要項及び仕様書等に関する質問については、質問書（様式第1号）を電子メールに添付して、「18. 問い合わせ先」あてに送信し、着信確認の電話連絡をすること。電話又は口頭による質問は受け付けない。また、質問期限以降の質問は、一切受け付けない。

メール件名：【会社名】「ぐるぐるサーキットトレーニング教室プロポーザル質問書」

### (2) 期限

令和7年7月28日（月） 17時15分まで（必着）

### (3) 回答方法

令和7年8月6日（水）までに、質問書（様式第1号）に記載したメールアドレスあてに電子メールで回答する。また、必要に応じて市ホームページに掲載する。

質問に対する回答は、本実施要項の追加または修正とみなす。なお、意見表明と解されるもの等には回答しないことがある。

## 8. 参加申込の手続き

### (1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、実施要項、仕様書及び関係法令等の各規程を理解した上で、次の書類を提出すること。なお、エ、オは参加申込期限から3ヶ月以内に発行されたものに限る。（エの身分証明書は有効期間内であれば差し支えない。）

ア	参加申込書（様式第2号）	1部
イ	参加資格調書（様式第3号）	1部
ウ	会社概要書（様式第4号）	1部
エ	登記事項全部証明書（個人の場合、身分証明書及び確定申告書の写し）	1部
オ	納税（滞納なし）証明書（下記参照）	1部
カ	役員等調書及び照会承諾書（様式第5号）	1部
キ	委任状（支店等に参加手続き等の委任を行う場合）（様式第6号）	1部
ク	企画提案書（「10. 企画提案書作成方法」を参照）	正本1部・副本12部
ケ	企画提案書付属資料（該当する場合）	13部
コ	価格提案書（様式第7号）	1部

納税証明書（参加申込者の法人・個人別、所在地区分ごとの必要書類）

入札等権限を委任する場合、申請者区分は、受任者の営業所の所在地で考えること。

所在地区分	税区分		納税等証明書	
		税目	法人	個人
県外	国税等	法人税、所得税、消費税及び地方消費税	国税に未納がない証明 (納税証明書その3の3)	国税に未納がない証明 (納税証明書その3の2)
市内	久留米市税	法人市民税、市 県民税、固定資 産税、軽自動車 税	久留米市税に滞 納がない証明	久留米市税及び 国民健康保険料 に滞納がない証 明
	久留米国保	国民健康保険	—	

(例1：市内・法人の場合、「国税等」「福岡県税」「久留米市税」の証明を提出)

(例2：県外の営業所で申請される法人の場合、「国税等」の証明を提出)

- (2) 提出期間及び時間  
令和7年7月11日（金）から令和7年8月12日（火）（土日祝日を除く）までの  
午前8時30分から午後5時15分まで
- (3) 提出方法  
持参又は郵送にて提出すること。  
【持参の場合】  
・電話での事前連絡を行った上で、窓口にて手渡しで提出すること。
- 【郵送の場合】  
・受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、(2)に記載する提出期限内に到着したものに限り受け付ける。  
・郵便事故等については、市はその責めを負わない。
- (4) 提出先  
「18. 問い合わせ先」に記載する担当窓口

#### 10. 企画提案書作成方法

『令和7年度久留米市介護予防普及啓発事業「ぐるぐるサーキットトレーニング教室」業務企画提案書作成要領』を参照。

#### 11. 審査方法

企画提案書等については、プレゼンテーションの実施後に、本プロポーザル審査委員会が審査する。

- (1) 審査評価  
企画提案審査評価は、「企画提案書評価項目表」に基づき実施する。
- (2) プレゼンテーション実施日  
令和7年8月29日（金）【予定】  
実施時間・場所等については、別途通知する。
- (3) 参加人数 3人以内
- (4) 留意事項  
ア スクリーン及びプロジェクターは、本市が準備する。ただし、パソコンは各提案者が準備すること。  
イ プレゼンテーションにおいて、会社名が判る口頭での説明や、画面上での会社名の記載は行わないこと。

#### 12. 候補者の選考方法

- (1) 失格者を除いた者のうち、総合点が最も高い者を契約の相手方の候補者とし、次点の者を次順位候補者とする。ただし、適切な提案がない場合には、候補者を選定せず、プロポーザルの手続きを中止するものとする。
- (2) 最高点の者が複数の場合は、価格点が最も高い者を契約の相手方の候補者として選定する。
- (3) 提案者が1者であった場合においても本プロポーザルは有効とする。

#### 13. 審査結果

- (1) 通知方法 プレゼンテーション審査を行った全ての者に文書にて通知する。
- (2) 通知時期 令和7年9月上旬【予定】
- (3) その他 審査結果に係る問い合わせ等は、一切受け付けない。

#### 1 4. 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- ア 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合、または提出書類に不備があった場合
- ウ 実施要項で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- オ プレゼンテーションを正当な理由なく欠席した場合
- カ 価格提案書の金額が「3. 予算額」を超過した場合

#### 1 5. 契約の締結

候補者を決定した後、企画提案書に記載された内容を反映しつつ、必要に応じて候補者と協議し当該業務の仕様書を作成し、その仕様書に基づいて見積書を徴取し、契約を締結する。

なお、契約締結過程において、候補者が失格事項に該当することが判明した場合など、契約が合意に至らなかった時は、次順位候補者と契約交渉を行う。

#### 1 6. 情報公開及び提供

市は提出された企画提案書等について、久留米市情報公開条例（平成13年9月28日条例第24号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。また、本プロポーザルによる契約締結前において、公正又は適正な候補者選定に影響が出る恐れがある情報については決定後の開示とする。

#### 1 7. その他

##### (1) 参加辞退の場合

書類提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）により、「18. 問い合わせ先」に提出すること。

##### (2) 提出書類

ア 提案書の提出は、1社につき1案とする。

イ 提出されたすべての書類は返却しない。また、提出後の差し替え及び追加、削除は認めない。

ウ 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。

エ 本提案にかかる書類作成及び提出費用など、必要な経費は全て企画提案者の負担とする。また、やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを中止することがあるが、この場合、本公募型プロポーザル方式に要した費用を本市に請求することはできない。

##### (3) 著作権等の権利

企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するものとする。ただし、本市と契約に至った者が作成した企画提案書については、市が必要と認める場合には、市は、あらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

##### (4) 異議申立

申請者は、本プロポーザル方式の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

##### (5) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(6) 誓約書の提出

候補者は契約の際に暴力団排除に係る条項を記載した市指定の誓約書を提出しなければならない。ただし、久留米市の入札参加有資格者名簿に登録されている者は、この限りでない。

18. 問い合わせ先

〒830-8520 久留米市城南町15番地3

久留米市健康福祉部長寿支援課（担当：萩原、稲益、鹿毛）

電話 0942-30-9207 ファクシミリ 0942-36-6845

電子メールアドレス chouju@city.kurume.lg.jp